

令和4年度 第2回東金市ガス事業運営委員会会議録

開催日時 令和4年9月27日(火) 午前9時57分から午前11時56分

場 所 東金市役所5階会議室

出席者 21名

第1号委員 鳥海 翔平委員、村上 大蔵委員、保科 勇委員、
(10名) 布施 満明委員、伊藤 博幸委員、清宮 利男委員、
前田 京子委員、小倉 治夫委員、塚瀬 一夫委員、
宮山 博委員

第2号委員 三須 芳雄委員、滝口 弘委員、村井 正和委員、
(11名) 清宮 美佐夫委員、猪野 達雄委員、向江 浩二委員、
鈴木 善雄委員、小高 幸弘委員、佐瀬 芳彦委員、
土屋 和浩委員、座古 英司委員

議 事 東金市ガス事業の経営改善策について(案)

会 議 概 要

— 午前9時57分開会 —

1. 開 会

副課長

開会にあたり委員出席者数をご報告いたします。委員総数21名、出席者数21名であり、東金市ガス事業運営委員会規程第7条第3項の委員会開催要件の定足数に達しております。ただいまより東金市ガス事業運営委員会を開会いたします。

2. 委員長挨拶

宮山委員長「あいさつ」

3. 市長挨拶

鹿間市長「あいさつ」

4. 議事

宮山委員長

規程に従い、議長を務めさせていただきます。議事に入ります前に、はじめに、ガス事業運営委員会規定第5条の規定により、会議録署名人の選出をしたいと思います。いかがでしょうか。

「議長一任」の声あり

ただ今、委員より「議長一任」の声がありました。各委員におかれては、そのようなことでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

それでは私から指名させていただきます。会議録署名人に市議会より鳥海委員、受益地区区長より村井委員にお願いいたします。

続いて書記の任命をさせていただきます。書記につきましては、ガス事業運営委員会規定第6条第2項の規定により、「ガス課職員の中から」となっておりますので、ガス課の長谷川営業係長を指名したいと思います。よろしいですか。

(事務局として同意)

事務局の同意も得られましたので、長谷川営業係長よろしくお願いたします。

それでは、議事に移る前に、第1回の運営委員会において、清宮委員より質問のあった件に関しまして、事務局より回答をお願いします。

吉田係長

説明

宮山委員長

ただ今、回答のあった内容も含め、本日の議事と合わせて事務局の説明の後に、質疑を受けることといたします。それでは、議事1、経営改善策(案)に関する説明について、

事務局の説明を求めます。

長谷川係長

資料に基づき説明

宮山委員長

事務局の説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いします。なお、発言、回答にあたっては、着座の上、マイクの使用をお願いいたします。また、コロナ感染対策として、使用したマイクについては、備え付けの消毒用のシートで、ご自身で消毒をお願いします。それでは、いかがでしょうか。

保科委員

A3 版資料に出てくる延べ供給戸数というのが出てくるんですけど、1 回目の説明のところでは、供給戸数が約 15,000 世帯というか 15,000 戸という数字が出てたと思うんですが、これとこの延べ戸数の違いとは何なのか説明をいただきたいと思います。

答. 馬場課長

延べ供給戸数、こちらにつきましては今現在、15,000 戸というところのご説明を前回の中でさせていただきました。こちらが市内で供給している概ねの戸数でありまして、この延べというところにつきましては、掛ける 12、1 年間で 15,000 戸に掛ける 12、それを掛ける 3 年ということで全体を積み上げたものが 50 万何某という数字になっているというものでございます。

保科委員

今、掛ける 12 という、掛ける 3 は分かるんですけど、要するに 1 年分という表現なんですか。掛ける 12 とは。

答. 馬場課長

12 とは、12 ヶ月分。毎月料金を徴収してますので、1 年間の 12 ヶ月分ということです。

保科委員

分かりました。次にですね、これ対象にしてるのが前の説明だと一般家庭向けには全体の供給量というか、7 割くらいだという説明があったと思うんですけども、それ以外に商業とか工業とか、その他っていう前のグラフで出てたんですけども、今回のこの改定に至っては全てその家庭も工業・商業向けも全部同じ料金改定なのかお聞きします。

答. 長谷川係長

今回の改定につきましては約款分といたしまして、一般分として商業用・工業用、こういったものも含めて料金改定という形になります。

座古委員

1 ページ目上段にあります、更なるコスト縮減に向けた検討の一番下にあります、新技術、スマートメーターの導入によるコストの効果を図ると有りますが今、現状、どこまで

どのような形で進んでいるものなのでしょうか。

答. 長谷川係長

スマートメーターにつきましては現在、大手3社、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、こちらのほうが導入を進めているところでして、当市といたしましては、これらの動向を見ながら今後、導入について検討を進めて行く状況でございます。

座古委員

実は、こちら LP ガスの会社ではもう、導入するよということで、こういうパンフレットで、スマートメーターの案内が来たりしてます。スマートメーターって読み慣れなくて、デジタル化ですね、こういった残量だとか、或いは配送の管理等々も含めたものでメーターに通信機能を持たせたものということですので、また、そうしますと戻しますけど、東京ガスとかそういったところを見ながら進めて行くってということで、もし、だいたい分かりましたら何年度くらいで、将来で導入するというのでしょうか。

答. 馬場課長

今現在、大手3社で導入が始まったばかりでございますので、そういったところの技術の状況なども確認をしながら、というところがございます。また、スマートメーターには単純にガスを検針するだけでは無く、ガス漏れ等があった際に遮断をすとか、いろいろな機能が今後付加されていく、研究中だというお話も情報としていただいております。そういったメーターを導入するに当たりましては、出来ればより効果的な物を導入していければと考えておりますので、その技術革新を見ながら、という所がお答えになろうかと思っております。今後5年後位までには、ある程度そういった方向性を見定めて、その後に進めて行くような検証作業に入っていければという考えを持ってございます。

鳥海委員

料金改定案については、そんなに異論は無いんですけど、ガス事業は地方公営企業で独立採算制として運営しているっていうのは分かるんですが、1 ページ目の更なるコスト縮減に向けた検討っていうのが実施されてからやるべきじゃないかと思ってまして、例えばこの、不要・不急・慣行的・効果の薄い事業等の業務等は、休止・廃止・削減を行うってあるんですが、具体的にどれを指しているのか教えてもらっても良いのでしょうか。

答. 馬場課長

コストの縮減に、という部分でのご指摘をいただきました。私共のほう、更なるコスト縮減、上2つのポツにつきましては、この料金改定に合わせてということではなく、今までもそういった視点の中で市長をはじめ、一般会計においてもガス事業も併せて一緒にやってきた内容でございます。そこにつきましては、平成27年ですか、前は値下げの料金改定をさせていただきました。それ以降につきまして昨年も含めまして3回の赤字決算がありましたので、当然、こちらの料金改定案を出す以前から、様々な点でコストの縮減に向けて取り組んでまいりました。いくつか例を挙げさせていただきますと、従前に実施をしていました、大型のメーターの交換作業などにつきましては、直営で実施をする。或いは、ガス管の撤去工事につきましても委託で行っていたものを直営に切り替える等、コストの縮減効果という所も見ながら、職員で出来るものについてはやるような形での見直し

をして、今回の案を提出させていただきました。不要不急、慣行、効果の薄い業務という所は、今後も引き続き検証しつつ、今現在やっているものが普遍的に、常に社会情勢に合致しているのかという観点を持ちながら、必要に応じて見直しをしていくということで、ご理解をいただければと思っております。

鳥海委員

であれば、その、資料が欲しいですね。ちょっと、見てわかる内容で、例えば、前回、小倉委員が質問してると思うんですけど、業務委託料とか。昨年、決算委員で質問させていただきましたが、例えば、その業務委託料もそうですし、事業費等あると思うんですが、その辺がどのくらい削減されてて、こういう案になってるかっていうのが、一覧で分からないと、ちょっと、こちらとしても、都市ガス自体、安いと思ってるんで別に値上げするのは良いと思うんですが、何で値上げするのっていうのにつながらないと思うんで、赤字してるから値上げするだけの資料になっちゃってるんで、ちょっとその辺の資料を是非、持ってきてもらえたら、と思います。これ、回答お願いします。

答. 馬場課長

申し訳ございません。本日そういった資料自体お配りできるような内容で整理してございませんので、今回の議事録を配布する際に併せまして配布いたしますので、お願い申し上げます。

座古委員

1 ページ上ですね、更なるコストの縮減についての真ん中あたりにあります、卸元に対する原ガスの安定供給と価格の据え置きについて交渉を進めるとありますけども、現状ですけど、安定の供給、或いは価格の据え置きっていうのは今、現状、なかなか大変、難しいと思うんですが、今、現状どんな感じになっておるんでしょうか。

答. 馬場課長

今現在、卸元としましては3社からガスの供給を受けておりまして、基本は地場産の天然ガスの供給を受ける中で、それぞれの卸元からのガスの供給に向けて、毎年度、交渉させていただきまして、価格の交渉結果として、単価を設定し、契約している状況でございます。安定供給に向けましては、大口の確保というところも含めまして卸元のほうにガスを安定的に供給いただけないか、或いは、もう少し供給圧を上げられないか、もう少し拡張できる余地は無いのか、というような交渉をさせていただいている状況でございます。価格の点につきましては、卸元も企業でございますので、それぞれ、現状の人件費或いは電気代の高騰なども含めまして、値上げという方向に舵を切っている状況で、企業等からもそういった要請も来ておりますけども、そこにつきましては、私共、地元の天然ガスを使っているということもありますので、供給の安定と価格を出来るだけ据え置いて、という交渉を現状進めているというような状況でございます。

座古委員

そういう努力をしていただいているのは、大変素晴らしいことだと思っておりますが、この3社のほうですね、価格の談合っていうかね、値上げを、今こういう状況ですからね、いろいろウクライナの問題だとか世界的に資源の取り合いということですので、そう

いう中ですので、地場の天然ガスの供給で、ある程度、その安定化を図ってるんだという理解でよろしいですか。それと、価格の据え置きについては例えば年間、よくある商談の手なんですけど、年間何万立方メートル引き受けてほしいとか、そういう条件が付くようなことは無いんでしょうか。

答. 馬場課長

安定供給という点に関しましては、座古委員のほうから出たようにですね、地場産を使っているというところで、安定につながっているという理解でよろしいんだと思います。また、価格の部分でございますけれども、そちらについては、地場産の天然ガスを使っているという中では、価格の据え置きにつきまして、毎年度、卸元各社のほうに足を運びながら、適正なガス価格の設定を実施させていただいております。実際の受入に当たっての量に関する取引条件につきましては、今、手元に契約書が無いものですから何万立方メートルというところの部分や最低単位というんですか、そういった部分につきましては分かりませんが、今現在、供給しておりますガス量っていうんですか、安定的に供給していただけるような話合いを持ちながらやっているという状況でございます。

布施委員

今の話いろいろありましたけれども、先ほど、その新技術の導入ということで、こちら実際に導入するとなると、どれくらいの単価がメーターにかかってくるのか。

答. 長谷川係長

こちらのほうで現在、把握しているものにつきましては、メーター1台あたり2万円前後の物があると伺っております。また、こちら今後、技術革新ですとか、先ほど申しました大手3社の導入状況によりまして、また単価のほうも変わってくることは十分考えられると思いますので、導入に際しまして、そういったものも見据えながら、考えていきたいと思っております。

布施委員

その導入単価が今、2万円前後だと思うんですけれども、更にもその受益者負担といいますが、機器を替える時の負担分というのは、どのように考えているんでしょうか。

答. 長谷川係長

受益者負担につきましては、今回の料金改定もでございますけれども、ガス事業の売上の中で、生じた利益、こういったものの中で入れ替えのほう、進めていくような形になってまいります。

布施委員

分かりました。じゃあ、特に受益者負担はかけずに、機器交換をやってくださるということですね。あと今、座古委員からありました、メーターを取り替えた時のメリットといえますか、今デジタルで受信して、いろいろとデータを得るという事ですけども、そうするとメーターの検針等の事業っていうのは無くなるんでしょうか。

答. 長谷川係長

メーターの交換ですね、1年で一遍にというのは、出来ない関係がございますので、検満交換といひまして、使用期限が満了になりましたメーターを、順次交換していくのに合わせまして、検針・集金部分は縮小されていくというイメージになります。

布施委員

いずれ、このメーターが取替られた場合には、そのメーターの検針が無くなると。この経費が無くなるという考え方でよろしいでしょうか。

答. 長谷川係長

いずれは、こちらは無くなるというふうに考えております。

布施委員

分かりました。それと次の段の、新たな需要家の獲得ということで、下のこの重油からガスへのエネルギー転換ということで、前回の資料では確か3社ぐらい予定があったのかと思うんですけど、仮にこの3社が接続になったときの、その収益の見込みってというのはどれくらい見込んでいるのでしょうか。

答. 馬場課長

こちらにつきましては、未だ会社様のほうで、具体的にどの程度の規模でのエネルギー転換をしていくかというところの、詳細な数値が示されていない社もございますので、具体的な見込みは、なかなか言えないのが実情でございます。

前田委員

まず、資料1ページの健全な経営に向けた料金の見直し等の中の、丸の2つ目、内管工事費の見直しについては、定期的に適正価格への見直しを検討するという事なんですけれども、もう少し具体的に、どのような価格に見直すのか、という点を教えてください。それから、これまで様々な努力をされて、この資料1ページの更なるコストの縮減に向けた検討という所で、先ほど質問ありましたけれども、これまでも様々な経費の節減等、行ってきたということなんですけれども、そうすると、もうここまでが限界なのかなというふうに、お答えを聞くとそう思ってしまうんですね。それで1つお聞きしたいのは、委託費、前回質問ありましたけれども、委託費がどのように推移しているのかということをお聞きしたいのと、その委託費が上がっているということが、前回、質問出たと思うんですが、委託費の人件費ですね。先ほど人件費の高騰とありましたので、人件費が実際にいくら、特にその検針集金業務ですよね。この部分について、委託費の人件費が実際にどのくらい、引き上がっているのかということをお聞きしたいと思います。あともう1点がこの間、ガス販売の努力というのは、どのように、具体的にされてきたのか。ガスの運営委員会が有るたびにガスの供給戸数を増やす。そういう取り組みをやっていくって回答は得てますけれども、具体的にどう努力をされてきたのか、この点についてお伺いをしたいと思います。それとあと資料の2ページですね、4番目の料金表案についてなんですけれども、A料金、B料金、C料金。このそれぞれの世帯数を教えてください。あと、先ほど、保科委員から質問ありましたけれども、商業も工業も一般分もということなんです、大口供給についての料金の改定はしないということだったと思うんですが、その確認です。

答. 加藤係長

内管工事費の見直しに関してなんですけども、まず材料単価のほうを毎年、材料を取り扱っている取扱店3社から見積りをいただいております、それで大幅な変動が無いかな等を確認して、見直しの検討をしているという形になっています。直近では令和2年に内管単価に関しては単価の見直しをしております、その前ですと平成29年に行っているという形になっております。

答. 馬場課長

私からは委託費の推移というところでお話ございましたので、そちらについてご説明をさせていただきます。前回の資料の資料編の中にそちらの推移について記載はさせていただきましたが、改めましてそちらを読み上げという形で回答させていただきます。直近の3年間でよろしいですか。委託作業費といたしまして、決算状況の中で令和元年度が6,600万円ほど。令和2年度が6,970万円ほど。令和3年度が8,260万円ほどという形で推移してございます。その中の人件費部分でございますけれども、こちらは検針集金業務というお話もございましたので、そちらの中の人件費としての値上がり分で説明しますと、こちら3カ年の債務負担という形でやってございまして、平成30年から令和2年度までが1つの括り。それで今現在は、令和3年から令和5年という期間になってございまして、そちらの人件費の値上がり分としては1.2倍ほどということになってございます。

答. 長谷川係長

ガス販売の努力の件についてご説明させていただきます。こちらにつきましましては、市営ガス通信ですとかで、市ガスのメリットのPRですとか、そういったところをこれまで努めてまいりました。今後につきまして、ハウスメーカー等に市ガスのPRを行うですとか、そういったところも積極的に行っていきたいというふうに考えております。続きまして世帯数のところでございますが、A料金が約5,900世帯、B料金が約8,000世帯、C料金が約120世帯となっております。また、大口供給につきましましてはLNG価格とこちら、供給ガスのほうが連動しており、毎月、必要な価格調整を行っておりますので、今回、制度として料金改定は行いません。

前田委員

まず今、ご答弁のあった市ガスのPRですよね、それを具体的にどうPRしたのかっていうことを聞いたんです。ハウスメーカーだとか新築のアパートだとかそういったところにもこれまでもPRしてきたと思うんですけども、具体的にどうPRしてきたのかっていうことが重要だと思うんです。今の人員体制の中で、なかなかそのPRっていう部分が手薄というか困難な部分がこれまでもあるっていうようなご回答もあったので、もう少し具体的にどうPRしてきたのかということについて、教えていただきたいと思っております。で、まず、その内管工事費の見直しについては結局、定期的に適正価格ということで、具体的に、じゃあ、どのくらい値上げをしていくのかとか、そういったことについては具体的に今の段階では検討されていないのかっていうことを再度お伺いをします。それからですね、委託費の推移については分かりましたけれども、それが実際に平成30年度から令和2年度、1.2倍になってるっていうことなんですけども、これはいろいろこう、委託費を支出する段階で、業者さんに対して実際にこの1.2倍になってるのかっていう確認というのは、されているのかどうか、この点についてもお伺いをします。それとですね、前回の質問の中でちょっ

とお答え無かった部分で、ガス課さんのほうから委託費の見積の状況というところで、資料いただいています、検針集金業務委託、単価契約についてなんですけれども、この設計方法について、積算については、まず、単価については民間の給与の実態統計調査だとか、市場調査だとか、公共工事の設計労務単価というもので設計されていると思うんですが、積算については、市の独自の歩掛りというふうに教えていただいているんですが、この市独自の歩掛りが実際に、こう高いんじゃないのかと。さっき委託費が、かなり値上げになって、引き上げになっていますので、この歩掛りでどういった、その根拠ですね。これについて少し教えていただきたいんです。例えば歩掛りの算定をするときに検針集金業務に掛かる手間だとか、日数だとかそういったものを数値化をして委託費の根拠にしているのかなというふうに私自身、思っているんですが、この辺の積算の根拠を教えてくださいと思います。あと料金の引き上げということで、A料金で5,900世帯、B料金で8,000世帯ということなんですけど、年間にしたらかなりのこれ、私、負担になるというふうに思っています。これまでこの料金の86.20円、にもっていくためには、単純にこれですかね。資料の3ページの収益の過不足の額が実際、例えば6円だと現行プラス6円だと2,166万9千円が赤字になるので、これを埋めるためにこの86.20円っていうか、そこまでもっていかなくちゃいけないよっていうふうに理解をして良いのかっていう確認をさせてください。それからあと、この資料の1ページの建設改良積立金、災害準備積立金については、それぞれ目的を持った積立金なので、この基金、積立金については資金投入は考えていないということなんですけれども、まず、前回も意見ありましたが、この地方公営企業法の基本っていうのは、料金収入で必要な費用を賄うというふうなことにはなってますけども、まずこの地方公営企業法の基本っていうのは住民の福祉の増進が目的だということ。それとこの地方公営企業法の第17条の3で、特別な理由により必要がある場合には一般会計又は他の特別会計から補助することが出来るというふうになっていますので、この値上げをしないで一般財源からの投入、或いはこうした積立金の活用というものも出来ると。もちろん、議会の議決は必要になると思いますけれども、これは出来るというふうに思いますので、決断をすべきではないかなというふうに思いますので、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

答. 長谷川係長

これまで市ガスのPR方法といたしましては、需要家の方々に消費機器使用等の冊子等をお配りしたり、市営ガス通信ですとか、ホームページへの掲載、また、産業祭に出店して市ガスのPRを行う。こういった手法でこれまで市ガスのPRを行ってまいりました。

答. 加藤係長

内管の見直しの幅というところのご質問なんですけども、これに関しては先ほどご説明したとおり、材料を扱っている業者のほうから見積もりを取ってということで、取った中で上がる物もあれば下がる物もあるというところで検討しておりますので、全体がいくら上がるという訳ではなくて、現状に合わせた物で上がる単価もあれば下がる単価もあるというところで幅を検討しております。

答. 馬場課長

先ほど私共のほうで、平成30年から令和3年に向かって1.2倍というところの上がりについて業者への確認しているか、という部分でございますが、そちらにつきましては先ほ

ど前田委員からお話ありましたとおり、労務の単価につきまして、公になっている様々な単価を使用し、入札を実施しているということで、実際、取った業者のほうにそちらの確認をしているということにはございません。それと市の独自歩掛りを使ってということですが、こちら検針業務につきましては、昭和の時代から業務を民間委託として始めたという経緯がございます。その時点から、様々な実際の業務の内容を蓄積したというところで現状がございます。実際に検針数等につきましては、3年間という債務負担により実施しますので、その間の件数相当ですね。現在の業務で言いますと概ね15,000から16,000ほどの件数が毎月ありますので、掛ける12ヶ月、掛ける3年というところの積み上げをいたしまして、検針の数、或いは、実際の労務に関わる費用というところを市の独自の考え方の中でやっているところがございます。それと86.20円というところの理解で良いか、ということがございますが、そちらの部分につきましては、2ページの中でもご説明さしあげましたとおり、原価算定に関しまして、今回、3年間で25億2,000万何某という金額を算定してございまして、そちらを収入として幾らで売り上げをすれば均衡が取れるか、ということも3ページ補足資料として添付しており、その損益分岐点というところをお示しさせていただいておりますので、その86.20円というところで均衡が保てるということでもよろしいかと思います。次に、積立金の部分でございます。私共、今回、ガス事業というところの原則論の中では、実際に掛かる必要につきましては、収入で賄うということも再三ご説明させていただいております。積立金につきましては、目的をもって議会の議決をいただきながら積立をしてきたという経緯もございます。そういったことから、具体の使用目的に沿ってというところの使用を考えてございまして、今回の料金の過不足というんですかね、そういったところに一時的に入れても、抜本的な料金そのものを改定して、体質自体をして行かないと今後も赤字経営が続くというところで、なし崩し的に積立金がどんどん無くなっていくという状況が見えますので、そちらにつきましては、あくまでも需要家の皆さまから預かった積立金ということを目的に沿ってという形で考えてございます。それと、一般会計からの補助でございますが、前田委員ご指摘のとおり、地方公営企業法第17条の3の中には先ほど読み上げていただいているようなところの記載がございます。こちらにつきましては、国のほうから通知が来てございまして、その中で特別の理由という部分は災害に準ずるような一時的な企業外の要因或いは要請により、企業会計において所要経費を賄うことが客観的に困難という場合で、国のほうからも慎重に取り扱えというような通知も来てございまして、今回のケースのような決算状況の赤字を改善していくというところは該当しないという判断をございまして、一般会計からの繰り入れは考えてございません。

前田委員

まず、確認というか、ちょっと、ご答弁なかったの。委託費で平成30年度から令和2年度で人件費が1.2倍ということなんですが、この確認はされているのかどうか、再度お答えいただきたいと思っております。それから地方公営企業法の第17条の3ですが、災害などのってなどがあるわけですよ。だから要は住民の負担増にならないように東金市としてはやっぱり考えるべきだというふうに思いますので、これ例えば、一旦、積立金だとか一般財源から繰り入れをした場合にどんどん積立金も無くなってしまふよ、ということなんです。けど、努力をしていくっておっしゃってるんですよ、いろんな経費の見直しをして努力をしていくので、ということが前提だと思うので、私はその地方公営企業法の第17条の3の理解からも、これは災害などの、というところがある訳ですから、今回はこの値

上げというのは住民の皆さんにとっては本当に大変な負担になるというふうに思いますので、これはいくら国がそういうふうな指導をしたってそれに必ず従いなさいというものではないと思うので、その辺の国の判断ですよね、国のそういった指導に対して絶対に従いなさいというものではないと思うので、ちょっとその1点確認をさせてください。それとですね、市ガスの普及についてなんですが、やっぱりね、これまでホームページだとか産業祭だとかというのは、これまでずっと私、ガスの運営委員だったんですけども、ずっとこうやって答えてるんですね。本当に、市ガスを普及しようということを本当に念頭に置いてPRしてきたのかなっていうところは大変疑問に思います。でやっぱり今回、こういった、値上げに対する答申をこの運営委員協議会に求められていますけれども、やっぱりここで私たち、この運営協議会が値上げやむなしと、例えば値上げは賛成だとか、そういったような判断をすると、やっぱり東金市政の不信感にもつながるというふうに思いますし、やっぱり今後、委託費の見直しだとか、もう一度その積立金の活用だとか、一般財源の繰り入れだとか、そういったものをね、是非、検討しながら、私、今回は値上げすべきではないと、今回というか、値上げすべきではないと思いますので、やっぱりこの辺はきちんと、委員の中でも議論をして、私は値上げやむなしとか、値上げありっていうのは、そういった判断をすべきではないというふうに申し上げておきます。あと1点ごめんなさい。これまで例えばガス管が市道にガス管が引いてあって、私有地、例えば私の自宅にガスを引こうとした場合に、私有地の前までのガス管を引く工事費をだいぶ下げていただいたと思うんです。でも、あまり増えていないのかなあと実感するんですけども、やっぱりガス管を引こうとする私有地に引く、その工事費用っていうのがなかなか高くてやっぱり私自身も引きたいと思っても工事費が高いので、なかなかこう引けないなと躊躇してしまうんですね。その辺のその、どれぐらい内管工事費の工事の料金を引き下げての、どのぐらいの効果があったのか、ちょっとその辺の実績だとか教えていただければというふうに思います。とにかく私はこのガスの値上げには反対だというふうに表明をしておきます。

答. 馬場課長

まず、PRの点でございます。前田委員ご指摘の通り、実際のPRの仕方、どこを対象になにが目的でやってるのか、漫然とただ単に広報に載せてる、ホームページに出してるっていうご指摘、その部分については真摯に反省をして、今後の中で改善できるものは改善していくというところで考えてございます。一方で、前田委員からお話ありましたとおり、私共のほう、実際にPRを行っている営業係については、人員今2人で実施をしております、企業でいえば営業っていうのがやっぱり会社の中では柱になりますので、そういった部分では、力がちゃんと注げていなかったという部分はご指摘のとおりだというふうに受け止めてございます。今後の中ではそういったところを改善できるように、人員等につきましても人事部局のほうにも要望をかけてございますので、そういったことでご理解いただければと思っております。次に、内管工事をやる際の工事の引込についてのお話でございます。ここにつきましても、平成26年の12月議会におきまして、料金の値下げに併せて本支管の引込をする際の負担金の部分についても見直しをかせさせていただきます。従前の8倍ほどになりまして、1立法メートルあたり64,000円という負担をさせていただきます。分かりやすく言いますと、一般のお宅ですとだいたい給湯器などを使っていると6号メーターというメーターの号数を付けますが、64,000円に6号を乗じますと384,000円という額が市の負担となります。ガスの導管を道路に引き込む際に、仮に100万円かかれば384,000円につきましては市のほうで負担となり、残り60万何某というところの金額

でガス導管を引いてくださいというような負担軽減に向けての制度見直しを実施させていただきました。具体的実績ですけれども、こちらの条例改定をさせていただきました平成27年度から昨年までの数字で申し上げますと、供給戸数としましては138戸の増につながっております。こちらの数字につきまして多い・少ないという所の議論については様々な観点があるかと思っておりますけれども、実際の開発をする際に不動産業者、ハウスメーカー等に対しまして、そういった制度があるんだという所のPRはしてございますが、未だPR不足というところは否めないというふうに感じてございますので、そこにつきましても今後更に注力をしていきたいと考えてございます。次が、人件費の部分でございます。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、私共のほうの単価につきましては、公になっております公共工事単価等を使っているという中で、東金市の判断としては適正な人件費での委託が行われていると理解をしております。当方としましては、企業側の内部事情については企業秘密もあろうかと思っておりますので、そういった所の部分につきましては、確認はしてございませんが、最低賃金というんですか、そういったものや社会一般の人件費の状況などを確認しながら進めているということをお願いを申し上げます。最後に、積立金と一般会計からの繰り入れという所の部分でございます。国の指導に従わなくてもというお話もございますけれども、私共のほう、こういった事業をするにあたりましては、当然、国の認可を受けながら、事業者として地方公営企業を営んでございます。そうした中で、全国共通の一つのルールとして地方公営企業法というものが存在してございます。その中の取り扱いとして災害復旧などというところの部分でございますが、あくまでもこちらにつきましては、企業外の要因或いは要請というところの部分もございまして、そうしたところにつきましては、現に止むを得ないものという判断の下に実施されるべきで、一般会計からの繰り入れに今回の料金改定というところの部分については該当しないんだというふうな判断をしております。

前田委員

まず、地方公営企業法って最初に言いましたけど、やっぱり住民の福祉の増進が目的なんですよ。で、今回、こうした値上げについては住民の負担増になるっていうことなので、やっぱりこう、値上げをするべきではないというふうに申し上げておきます。確認ですが、さっきの人件費なんですけど1.2倍というのは、最低賃金が上がったことによって1.2倍増えましたよっていうことなのか、あとやっぱり、これだけの委託費を出してるわけですから、実際にその最低賃金は当然、守らなければいけないですけど、どのくらい賃金が上がっているのかとか、その辺の確認も、やっぱりすべきじゃないかなというふうに思うので、委託費は上がっても企業の儲けになって働いている方たちの人件費に実際に使われているのかどうかというところが明確ではないので、是非そのへんもきちんと確認をさせていただきたいと思っておりますので、この1.2倍は最低賃金が上がったことによって1.2倍になったんですよっていうことなのかの確認をして終わります。

答. 馬場課長

1.2倍のところのお話でございますが、当然、最低賃金というところは見ながらということはございますけれども、繰返しになりますけれども私共のほう、こちらの積算にあたりましては民間企業の実態統計、公共工事の労務単価等を活用しており、公に公表されている単価で積算をしております。従いまして、実際に受注をした業者内の人件費というところの部分の確認は、今後の中でも基本は考えてございません。申し訳ございません。

それとあと、住民の福祉という観点でございますが、私共のほう、他の市町村に比べましてこういった形でエネルギーっていうんですかね、ガスの供給を行っており、現状から申し上げますと、都市ガスのほかにもLPガス、或いは太陽光発電、様々なエネルギーがございます。そうした中で、私共では地場産の天然ガスを使って安価な価格で安定した供給で需要家の皆さまにお届けする。これこそが住民の福祉につながっているという考え方を持ってございます。

村上委員

公営事業ということで、設備投資であるとか顧客のニーズに対応していくために、また議会での説明責任があるということでもなかなか小回りが利かないというところをご説明の中で重々分かるんですけども、いくつか資料ではないですけどもね、いくつかちょっとお伺いします。まず、事業の継続性という所についてお聞きしたいんですけども、先ほどから営業力というお話が何回か出てますけども、この公営事業であるために、やはり一般の事務職員がされているという側面があると思うんですね。その中で先ほどから営業力をもっと増やしていくという話ありましたけれども、実際にこの公営事業として営業力をどこまで増やせるか・出来るかという事を率直にちょっと伺いたいんですよ。体質改善を変えるという、まあ、ご説明もありましたけれども、実際はこの公営事業として営業力をアップさせるっていうのは、もう限界なんじゃないかなっていうこと思うんですけども、率直にお伺いします。

答. 馬場課長

営業力の部分、一般職でやっていて、なかなか底上げをといても難しい部分もあるんだろうというようなご質問でございます。おっしゃるとおり、私共のほう基本、ガス事業に従事してございますが、皆、東金市の職員として一般職に入っている、定期的な人事異動もあるというところではどこの課でも同じ状態ではございますけれども、その中で必要な知識を学び、需要家の皆さまに満足頂くような形での努力はしているつもりでございます。具体的な営業力というところの部分、民間の会社とはちょっと違った傾向も出てくるんだと思います。そうした中では、今までの傾向なども分析をしながら、今担当のほうと今後の進め方についても考えていますが、とにかく足を使って各社を訪問して飛び込み営業じゃないですけども、ガス事業の安定につながるよう、接続を増やしてもらおうという努力はしていこうかと、それともう1つが、今一般のご家庭、地球の温暖化の影響もあるんだとは思いますが、年々ガスの消費量が微減ですか、少しずつ減少傾向にございます。そうした中で、新しい消費機器の使用などについてガスのメリットというんですかね、そこをもう少し理解をしていただきながらというところをPRをしていくのが一番効果的なのかというところの検証なども進めている最中でございます。

村上委員

その事業の継続性というところは分かりました。専門的な営業マンをなかなか、公営事業ですから難しいというところは、分かっておりますので、是非、継続して努力していただきたいと思っております。2つ目にですね、資金調達力というところでお伺いします。まずですね、この赤字が3期続いているっていう中でも、この例えば事故・災害が起きた時に保険をかけていると思うんですけども、その保険ではどのくらいカバーできるものなんでしょう。まあざっくり、災害の規模とか、そんなんじゃなくて、どういったケースまで対

応できるということを教えてください。

答. 吉田係長

ガス事業での保険についてですが、ガス事業者の賠償責任保険という物がございまして、こちらで供給支障に係る補償として最大 30 億円ということで加入はしてございますが、災害等に係る部分については、ちょっとこちらは対象にはなっていないということになっております。

村上委員

分かりました。ちょっとその 30 億っていう金額がどのぐらい、通常の生活に戻せるような額なのかどうかっていうのはちょっと分かりかねるんですが、そういった保険にも入っているということ分かりました。で、ですね、前回の委員会から出ております、その積立金ですよ。建設改良積立金など、まあこの公営事業ですから、前回もそういうお話出ましたけどもそれを崩すには制約、金額もそうですしその制約も必要だというお話があったかと思うんですけど、もう一度簡潔にどういう制約があるのか教えてください。

答. 長谷川係長

建設改良積立金、こういった目的を持った積立金につきましては、その目的外に利用するためには議会の議決が必要となってまいります。

村上委員

議会の議決が必要、先ほどもお話出てますけども。で、ですね、じゃあ、それを議会の議決が必要である。じゃあ、赤字だから料金改定だという、二者択一みたいな話になってますけども、先ほど前田委員もおっしゃってましたけども、その料金を値上げする前にですね、内部留保に頼らない、頼れない場合には企業債に依存するか又は市からの財政支援、これを受けることも可能なんですけども、この料金改定に至る前に、まずそこを市と協議・検討したのかどうか、その状況を教えてください。

答. 馬場課長

村上委員からご指摘のありました企業債、お金を借りてという部分でございしますが、そこについては今回の中では検討はしてございません。

村上委員

分かりました。分かりましたと申しますか、市民含めここに参堂している方、皆さん、値上げはもちろんしたくない。ただ状況的にどうしたら良いかというお話かと思うんですけども。是非ですね、私はこれで質問終わりにしますけれども、その企業債に依存するか市の財政負担どうにか今回助けてもらえないかこの物価高ですから一回この市からの財政支援を受けて今回の値上げを吸収するという検討もあっても良いと思うんですよ。是非やっただけであれば、というように思います。 — 答弁不要 —

清宮委員

確認をさせてください。議事録と一緒に、最後に私の質問のところでいただいているんですけども、その下の所に書いてあるのが令和 3 年度分の供給販売費及び一般管理費、減

価償却費には長期前受戻入部分を含んでいますっていうふうに書かれているんですけども、長期前受金戻入の金額があるんですけども、どういうものでその金額はいくらなのか。その金額を入れたことによってこの3,600万円ぐらいの赤字額は減るのか、減るっていうか、抜かした場合は増えるのかどうか、その辺の増減があるのかどうかお聞きをまずしたいと思います。

答. 吉田係長

その減価償却費部分に長期前受金戻入部分を含んでいるっていうことですが、こちらの金額につきましては、減価償却費相当額が1千7万7千円ほどになります。この長期前受金の戻入ですが、工事負担金等で取得した固定資産に係る減価償却費部分になりますので、ここの部分については1千7万7千円ほどを収益化として収益計上しているという状況になりますので、戻入をすることで赤字は、赤字はと言いますか、そこの部分で減価償却費と相殺するような形になってございます。

清宮委員

じゃあ、すなわち、3,600万円よりも約1,000万円、本来は1,000万、赤字額は多かったっていう考え方でもよろしいんですか。

答. 吉田係長

会計制度が平成26年度に変わりました、この長期前受金戻入というものが出てきたんですが、それ以前は工事負担金等に係る減価償却費というのは計上しなくて良いこととされてたんですね。これを計上することが義務化されたことで、その新たに計上しなくていけなくなった部分を長期前受金戻入として収益化するということが本来的な利益部分としては変わらないものと認識しております。

清宮委員

ちょっと分かりにくいんですけど、そこはそれで良いんですけども、それと公営企業法が適用されるように、された年っていうのは平成26年度からでよろしいんですか。

答. 吉田係長

会計制度が変更になったっていうのが平成26年度ということでございます。

清宮委員

この表を見ますとね、平成22年度ですと、ガス売上単価から売上原価単価これが仕入れ単価になるんですけど、この差額の所が約40円くらいからあって、令和3年度になりますと36円ぐらいに差がなっていくと思うんですけど、平成22年度、この1億4,000万出した時には、このガスの売上単価と売上原価単価のところは、こんなに取っても問題が無かった時代なんではないでしょうか。で、その横の令和3年と書いてある時には、公営企業会計法が適用されてその値上げするにしても売上単価なんかはこの法律によって決められてこの幅が取れないっていうふうな感じになっているんでしょうか。聞きたいのは昔みたいに1億4,000万なんていう利益はあげられるんでしょうかっていうことを踏まえた上での答えをいただきたいと思います。

答. 吉田係長

平成 22 年度当時のように、1 億 4,000 万ほどの利益をとということなんですが、こちらにつきましましては、私の認識としましては当時の 1 億 4,000 万というのもですね、この純利益率としては、当時のガス事業法、国のほうからしますと、ちょっと、標準よりも高いような状況だったと認識しております。そういった中で、現在の経営状況の中では、ここまで利益というものは上げることは出来ないと思います。

(休憩)

公営企業会計の方法が変わったことにつきましては、特にそこに関しては会計自体においては部分的にはありましたけども、利益の部分に影響を与えるような変更はないものと認識しております。

(休憩)

平成 27 年度の値下げの部分につきましては、当時このように平成 22 年度もそうですけども、利益があったということですか、あとは国からの指導ですか、あとはそういう要望等もございまして、値下げをしたものと認識しております、会計制度が変わったこととは特段つながっていないということになります。

清宮委員

平成その 27 年、国からの指導、26 年に受けたのかな。それで 27 年度から変わったのかもしれないけども、その国の指導を受けた時には前の会議の時もお話しましたが、今残っている建設改良積立金と災害準備積立金のこの 11 億ぐらいなんだけども、これの他にあと 2 つあって、利益準備金だか何だかで、そういうやつが。目いっぱい貯まり過ぎちゃってそれで国からの指導を受けたもので、27 年度のところからガス料金の値下げをした流れがあるんでしょうか。

答. 吉田係長

この建設改良積立金、災害準備積立金、その他にですね、利益積立金と、平成 20 年度ぐらいまでですね、企業債積立金というのがあったかと思うんですが、その利益剰余金の関係で値下げしたということでは無くて、事業による利益が出ていた、一般的なガス事業の中での利益よりも出たということもあったのかと認識しております。

答. 馬場課長

ただ今、吉田のほうからお答えしましたとおり、直接的にこの利益剰余金がある程度貯まっているというところの部分が料金を下げたというところではございません。こちらにつきましては、先ほどご指摘あったとおり、ガス事業自体が、それ以前から、年度単位での収益というのが少し東金市については多かったんだろうというところがございます。そういったところを含めまして、国のほうからは定期的に原価の算定をやりなさいと、実際に今回も料金改定にあたりまして原価算定により、一定の期間内でどの程度の費用が掛かってくるのかというところをちゃんと積算しながら適正な料金へというところを行っていますが、そのようなご指導もあったというふうに理解をしております。そうした中では、原価の算定を適切に実施した結果だ、ということで受け止めてございます。

清宮委員

じゃあ、その辺はちょっと理解いたしました。それで話の中で平成 27 年度には建設改良

積立金、これはもう、6億5,800万円。が積み立てられていたのかどうか、ちょっとそのところ。を確認したいと思います。それと、これがいたのであれば、その後ずっと、何でしょうかね、1ページの1番下、前田委員なんかいろいろやっていますけども、本来の目的で活用することを前提として考えるっていうふうになってるんですけども、建設改良積立金の本来の、目的っていうか、その辺のところは何なのか。そしてそれが10年近くもそのままになっているのはどういう理由かお聞きをいたします。

答. 馬場課長

建設改良積立金、こちら6億5,800万円というのは27年から今日まで固定をされておりました、その前年度、26年度が6億6,600万円でしたので取り崩しを一部してございます。建設改良積立金の目的としては、当然、ガス事業実施を永続的に実施していくにあたり、施設というんですか、健全な施設を保つため、将来の建設工事に充てる積立金形で、企業の永続的な発展のために活用すべきものという理解をしております。ここ10年、ここ7年ですか、建設改良積立金がいじられずに固定されているという指摘ですが、前回の料金改定以前にですね、平成20年頃から26年頃にかけてまして老朽管対策を実施してございまして、ある程度潤沢な資金があったということで事業の前倒しをした結果、非常に減価償却費が大きくなってきた状況がございまして。それ自体が今の経営を圧迫している1つの要因ではないかなというふうに見ております。よって、建設改良積立金に手を付けずにですね、資本的予算の部分、要は将来的に改良していくような財産ですけども、その部分には大きく手を付けていけないという実情もあり、現在の経営の状況になっているものと考えてございます。

清宮委員

じゃあ、次に。2ページ目の資料のところの1番のところ、令和5年から7年、3年間の戸数とかガス販売量の見込みとかっていうところがあるんですけども、で、この中で令和7年度に少し微増で、ガスの販売量が微増で上がるんですけども、これって何で上がるのかお聞きをしたいと思います。

答. 長谷川係長

こちらにつきましては、直近3年間の傾向で係数を乗じた結果で微増という形になりましたので、すいません、要因のところまでは分析は行っておりません。

清宮委員

じゃあ、そこは良いとして、令和4年度、今年度なんですけども、今年度もガスの販売量が本当の微減だけでも減ってる訳ですけども、ガス事業は何度も言うようになってしまったんですけども、地方公営企業法に基づいて基本的には独立採算制ということで、必要な費用については皆さんからいただいたこのガス料金で、支払って、基本、プラスに持っていくっていうのが原則じゃないですか。そうしたところで今年度の、令和4年度の決算見込み、この前の、建設経済常任委員会のところでも質問したところでは、赤字のような話であったと思います。で、そこで私は赤字であれば、今年度予定しているガス事業のうち、例えば8本工事が出る訳ですけども、そのうち1本を次年度に延ばせば良いんじゃないかっていう提案をしたけども、何かそこも減らさないでやるような答弁をいただいているんですけども、その点についてお答えをお願いいたします。

答. 馬場課長

ただ今のご質問につきましては、令和4年度の決算見込みが赤というようなご回答は差し上げたつもりは無かったですけれども、今後の中でも収益としては厳しい状況は変わらないんだというふうには理解をさせていただきます。また工事、発注工事の本数の減が赤字というところの部分に直接影響及ぼしてくるのではないかと、というところのご質問だと思いますけれども、ガス事業につきましては委員ご承知のとおり、複式簿記を採用しており、実質上の年間の収益の部分につきましては3条予算といっております、実際の工事の部分、4条予算、資本的収入・支出というところの部分でございます。そちらの部分につきましては、内部に留保をしている損益勘定留保資金とありますが、そういった資金で実際の工事費に充てていくこととなりますので、令和4年度のプラスマイナス、損益としてのプラスマイナスの部分には直接は影響は出ませんという意味で、前回につきましてはご説明をさせていただきました。ちょっと言葉足らずでご理解していただけない部分があったのかなというふうに思っております。当然ながら令和4年度に実施をしました資本的収入・支出の部分につきましては、次年度、令和5年度からの減価償却費のところの部分に費用化されてまいりますので、そこへの影響が出てくるというもので、今年度の決算への直接的な影響は無いというふうに考えております。

清宮委員

としますと次に、料金改定の案で6.74円の値上げで86.2円ということは今、案として出ている訳ですけれども、こちらの金額にするときの逆に費用的なものの中に昨年度、令和3年度ですと自然災害なんかやはり増えていきますから、国からの指導もあったとは思いますが、西中の供給所の発電設置工事をやっているわけなんですけれども、今年度も含めて5、6、7年度の3年間、こういったものを事業としてやると考えの中でこの金額が設定されているのか、その辺のところお聞きしたいと思います。

答. 馬場課長

こちらにつきましては、私共のほう、ガス事業経営戦略、要は令和3年度を初期に令和12年度までの10カ年の中長期的な計画の中で財政支出、或いは投資的なものというところの部分事業の採算性も考えながら履行していこうという計画になりまして、基本はその中に記載されている内容に沿って原価算定期間内の事業を積み上げており、当然ながら今後管の老朽化というところの部分がございますので、毎年度、計画的に導管の耐震化というところもやって参ります。それ以外には、ガスの保安或いは安定供給という中で、丘山台のガスホルダーですとか様々なガスの分析ですね。そういったところの熱量装置ですとか、そういった機器の更新というようなところを、大きい部分では今現在、考えておるという内容になってございます。

清宮委員

じゃあ、それは災害対応は長期計画の中で基本の計画の中で組み入れてあるということでもよろしいですね。分かりました、それと、最後に1ページの1番上のところに更なるコスト削減に向けた検討というところであるんですけども、これはあの東金市の監査委員会の中でもちょっとお話したと思うんですけども、例えば今年度のこの前もらった資料でいうと、ガス課の工事発注件数は8事業あるんですけども、で、そのうち2本がもう工事が落札が、入札が行われて落札されているんですけども、1本が95.0、もう1本が95.1、

これに引き換えですね、建設課は14件の事業があるんですけども、そのうち、2、4、6本入札が終わって、最低入札価格の80パーセント、80.0パーセントこれがその内、6本のうち4つ最低入札価格で落札されてます。あと2本は92パーセントと93パーセントというような落札率になってます。これって、令和3年度もガス課のところが入札率が95から97が7割強あったと記憶しているんですけども、何故ガス課だけこの落札率が高いのか、予定価格のところなんか問題あるのか、何でかちょっと教えてください。というのも95パーセント落札率ですか、95パーセントを上回ると談合の疑いもあるっていうのは世間一般の言われ方だと思うんですよ。そこのところがちょっとありますので明快にお願いします。

答. 馬場課長

こちらは東金市、ガス課だけではなくて東金市の発注としましては、基本、工事につきましては一般競争入札を実施いたしまして、予定価格ですね。予定価格も公表しながら実施をしております。談合防止という所と職員保護という観点で実施をさせていただいてございます。清宮委員から建設工事或いは他課の工事との比較のお話もございましたが、基本は入札で実施をしてる中では競争が働いているという理解はしてございますが、それぞれの業界内では、様々なかけひきというところの部分もあるやに知れません。ただし、ガス事業につきましては、委員ご存知のとおり年々指定工事店がやはり、老舗と言われていた業者が引退或いは撤退という形の中で業者数も減少してございます。そうした中では、非常に技術者も少なくなってきたり、私共のほうで発注をしても他の工事を受注している等の理由で、なかなか市のほうの発注に興味を示していただけないというところも推察ですが、そういった側面もあるのかなというふうに考えてございます。今後、落札率という部分には常に注視はしてございますけども、指定工事店を増やす、或いは市外からも参入をしていただくのも一つの手かもしれませんが、そういったことも含めて、対策を考えながら落札率がある程度一定額以下という所になっていくことが理想だというふうに考えてございます。

清宮委員

まあ、市外から入れなくても良いのかもしれないけども、現在の東金市の資格を持った業者は何社いるんでしょうか。

答. 馬場課長

今現在、市のほうの指定ガス工事店と言われている業者につきましては22社でございます。そのうち約7、8社程度が市外の業者として入っていただいているという実態がございまして、それこそ拡張工事を行いました昭和の終わりの頃ですね、その頃は市内業者だけで30数社あったという状況からしますと、半分程度に落ち込んでいるという状況でございます。

清宮委員

まあ、この落札率はちょっと、他と比べて高い落札率になってますんで、その辺はちょっと目を向けてあげるようお願いして終わります。

小倉委員

分かりやすい一番簡単な質問をさせていただきます。答弁もしやすいだろうと思いますけれども、1つはですね、1ページのところ。委託業務の目的っていうのがありますよね。その次に再精査っていう文言で説明してありますけれども検針とそれから集金業務。これは一体化されてますよね。で、その中で主な仕事は検針だけしかないんですよ。それって集金業務のほうを多分、いつも言いますけれども98パーセントぐらいは自動引き落としか振込か又は持参をしてると思うんですよ。そうした場合、集金業務は、ほぼゼロに近い、あの、私は形になるんじゃないかなとそう思った場合、一体化されているセット価格がもっと私は下げて良いと思います。前から言ってるんですけど、なかなか下げないんですよ、これはね。それが1つ。これは早急にやってもらいたいと思います。それから2つ目として集金業務を行った場合、私はいつも言いますけれどもそのお金は委託業者が懐に一旦入れるんですよ。ということは、いくらゼロ金利であってでも仮にそれを2週間から3週間、手元に置けば運転資金として使えるんですよ。そういうことを考慮した場合、もっと委託費は私は下がって然るべきだと思います。それから3つ目、1番危険な状態になりますよね。集金したお金が手元にある訳ですから、市の口座に振り込む前に自分の口座に入ってる訳ですから。そういったそのリスクっていうものをどう考えてんのか。ということは、この委託業者は会社名は2回か3回、変わってますよね。不渡り出して。そうでしょ。その3点ほどちょっとお答え願います。

答. 馬場課長

まず、業務名として1つ、非常に誤認されやすいのが、集金というところの名前の命名の付け方だと思ってます。私共のほう、実施をしてございますのは、収納業務でございまして、実質的にはこちら収納業務、委員ご指摘のとおり口座振替が概ね8割、納入通知書でお願いをしていますのが20パーセント、約2割。その内の2パーセント、委員ご指摘のとおり、現金で収めていただきます現金集金っていうんですかね、そこが2パーセントというところがございます。こちらの集金と命名している業務につきましては、口座振替、納入通知書による納付、滞納整理併せて収納の業務という形で行っており、ちょっとこちらの業務委託自体の命名の仕方にも問題があったのが、誤認をさせる結果になったのかなと思っており、言い訳がましいんですがちょっと説明させていただきます。それで、こちらのセット価格としての料金の体系というところの部分ですが、委員ご指摘の点について、ごもっともな部分、私も同様なところの部分で理解するところはございます。されど、こちらの業務は、現在も業者のほうとは3年間の契約という形で、令和3、4、5年という形で契約をしてございまして、現状の中で、来年からすぐにとか、来週から見直せっていうのは、申し訳ございませんが、ちょっと難しいと考えております。そちらの指摘につきましては、重く受け止めてというところで、次回の入札実施というのが来年度予定されておりますので、その際には見直すことを検討していきたいと考えてございます。また、集金の部分で間接收納というところの指摘が3点目でありました。リスクというところの部分と直接関係してくるんだろうというふうに考えており、ガス料金についても、公金の取り扱いということで、非常にそこは重く受け止めております。不正行為への対策については、常時からですね、事業者の指導ですとか、帳簿の確認等はやらしていただいておりますが、いろんな対策をとっても、最終的には、やっぱりリスクというところの部分からはぬぐいきれないというご指摘は、ごもっともだというところで考えてございます。次回の中では、直接収納に切り替えるというところの部分についても、前回の委員からの指摘を踏まえて、既に具体的にどういうふうにしていこうかというところの部分の検証作業に入

らせていただきました。今までの間接収納を直接収納に切り替えるというふうになりますと、その集金というところの業務の部分、2パーセントだけでは無く、その収納に関わります業務を全て私共が直接やるとなりますと、やはり膨大な業務量になってまいります。今の人員でこなしていくというところは、非常に困難な状況になりますので、そういったところの部分につきましても人事部局とも調整を図りながら、最終的な結論に持っていきけるように、前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

小倉委員

その答弁は、だいぶ昔から使われている答弁ですよ。もうそろそろ、その答弁はカビが生えてきてますよ。それからもう1点は、コンビニ収納の場合、手数料が高すぎますよね。例えば、Aという人間がコンビニ行ってその料金を支払った、そこでその手数料取られる訳なんですけど、その手数料は収納業者が本来は出すべきだと私は思います。それをいちいち、東金市のほうのお金を負担する必要は無いと思いますよ。ですから、もっと再精査をする必要は私はあると思います。それから、1度契約すれば、3年間は有効だと。ただ状況により随時、変更も有りうるって1項目も加える必要は有るんじゃないですか。少なくとも前田委員がおっしゃったように、福祉を中心として考えるのであれば、東金市民の為の運営をやって然るべきだと私は思います。業者の為の軸足を移して、業者の為の運営をする必要は私は無いですよ。終わります。

答. 鈴木部長

ご指摘いただきました、ずっと昔から同じではないか、ということでご質問をいただきましたけども、我々、本当にこの厳しい社会の状況を踏まえて、また赤字が続いて来たということ踏まえて、抜本的にいろんな形で見直しのほうを本気にさせていただいているのが現状でございます。課長が申しましたとおり、言葉で言うと、去年・一昨年と同じような事言ってるように聞こえるかもしれませんが、本当に状況が変わっているのを痛感しておりますので、そういった趣旨で、これからの取り組みについて、今までのような、今までもそれなりに検証あったんでしょうけども、これだけ経営難ということになってきた中では、それなりの形で答えを出していきたいというふうに考えております。

その他

村井委員

一般家庭用の燃料電池っていうものが今販売されていると思います。この装置って東金市で供給しているガスで動かせるものなんでしょうか。

答. 加藤係長

エネファームという器具のことだと思うんですけども、東金市のガスでは対応が、地場産の天然ガスに二酸化炭素が含まれる関係とかっていろいろ調べるとなってくるんですけども、ちょっと現状では対応していないというお答えになります。

宮山委員長

以上をもちまして、本日のガス事業運営委員会を終了させていただきます。

午前11時56分閉会

